

# 韮崎市通学路安全推進会議規約

改正 令和3年8月6日改正

- 第1条 本会議は、韮崎市通学路安全推進会議（以下「本会議」という）と称する。
- 第2条 本会議は、教育委員会、道路管理者、警察の連携の中で、子ども達の通学路の安全を確保することを目的とする。
- 第3条 本会議は、前項の目的を達成するために以下の事業を行う。
- 1 韮崎市通学路交通安全プログラムを作成し実行する。
  - 2 児童生徒への交通安全指導・教育を行う。
  - 3 教育委員会、道路管理者、警察のほか関係機関と密接に連携する。
  - 4 各小学校の点検をもとに推進会議を開催する。
  - 5 通学路の対策必要箇所に関して関係機関への対策及び改善の依頼を行う。
- 第4条 本会議は下記の構成員をもって組織する。
- 1 韮崎市教育委員会
  - 2 韮崎市建設課
  - 3 韮崎市総務課
  - 4 韮崎市営繕住宅課
  - 5 甲斐警察署交通課
  - 6 国土交通省甲府河川国道事務所
  - 7 山梨県中北建設事務所
  - 8 各小中学校教頭
  - 9 各小中学校PTA代表
- 第5条 本会議に次の役員をおく。
- 1 会長1名（教育委員会1名）
  - 2 副会長2名（道路管理者1名・警察1名）
- 第6条 本会議の会長・副会長は通学路安全推進会議の互選により選出する。
- 第7条 本会議の役員の任期は2年とする。
- 第8条 本会議は会長が招集する。議長は会長が行うものとする。
- 第9条 本会議の開催は年1回とし、必要に応じて臨時に開催できる。
- 第10条 本会議の規約の改正は役員全体の議決を経なければならない。
- 第11条 本会議は韮崎市教育委員会に事務局をおく。
- 附 則 本会議は平成26年11月25日より施行する。